（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第三条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第四条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

二十八　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第三十五条の五に次の一号を加える。

三十一　公認心理師法

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第五条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

二十八　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第三十五条の四に次の一号を加える。

三十一　公認心理師法

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

十六　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

（文部科学省組織令の一部改正）

第七条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三十号を第三十一号とし、第十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第四十一条に次の一号を加える。

四　公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第八条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　公認心理師に関する事務のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

第十一条第二項中「第十二号まで及び第十七号」を「第十三号まで及び第十八号」に改める。

第百十一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　公認心理師に関する事務のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

附　則

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年三月十五日）から施行する。

文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第六号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）の施行に伴い、及び同令第一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第九条の規定に基づき、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令を次のように定める。

平成二十八年三月四日

法務大臣　岩城　光英

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する不動産登記令第九条の法務省令で定める情報は、会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）とする。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○財務省令第六号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月四日

財務大臣　麻生　太郎

支出官事務規程の一部を改正する省令

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十六号」を「第十五号」に改め、同項第十五号を削り、同項第十六号を第十五号とし、同条第二項第三号中「第十六号」を「第十五号」に改める。

第十六条第三項第五号中「及び第十六号」を削る。

第十七条第一項、第十八条第一項、第四十五条第一項及び附則第四条中「第十六号」を「第十五号」に改める。

別紙第四号の四書式（表面）中「児童扶養手当送金通知書」を「特別児童扶養手当送金通知書」に改め、「児童扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改め、同書式（裏面）中備考2を削り、備考3を備考2とする。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3　この省令による改正後の支出官事務規程第十一条第一項及び第二項第三号、第十六条第三項第五号、第十七条第一項、第十八条第一項、第四十五条第一項、附則第四条の規定並びに別紙第四号の四書式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の支出の決定に係る通知について適用し、施行日前の支出の決定に係る通知については、なお従前の例による。

○財務省令第七号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十六条、第五十七条、第六十六条及び第百十四条の二の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月四日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百二条に次の一項を加える。

2　海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとする者は、前項の療養費請求書を、次に掲げる書類と併せて組合に提出しなければならない。

一　旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二　組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第百五条第二項中「、第百二条」を「、第百二条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「前条第一項」を「同条第二項中「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、前条第一項」に改める。

第百九条第二項第一号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第六項」に改め、同項第二号中「第六十六条第五項」を「第六十六条第七項」に改め、同項第三号中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改める。